広島県

頑張る中小事業者月次支援金
申　請　要　領

「頑張る中小事業者月次支援金」の
不正受給は犯罪です

2021年６月１１日時点版

※本資料は，今後改訂する可能性がございます。

～　目　次　～

１　月次支援金の概要
（１）目的
（２）給付対象者（給付要件）
（３）給付額
（４）その他

２　申請手続き等
（１）申請書類
（２）申請書類整理表
（３）申請受付期間
（４）申請方法及び注意事項
（５）問合せ先

３　月次支援金の給付
（１）月次支援金の給付の決定及び通知
（２）月次支援金の給付

４　給付決定の取消し及び月次支援金の返還

５　調査等への協力

６　その他

別表　申請書類について

頑張る中小事業者月次支援金 Ｑ＆Ａ

お問合せ先
頑張る中小事業者月次支援金センター
電話番号：082-248-6853
開設時間：平日 ９：３０～１７：００（土・日・祝を除く）
※開設から当面は，土曜日を含め，２０：００まで対応します。

１　月次支援金の概要

（１）目的

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う，飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により，売上が減少した県内中小事業者に対して，県独自の幅広い支援を実施します。

（２）給付対象者（給付要件）

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う，飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により，売上が減少した県内の法人または個人であって，次の全てに該当する者

① 広島県内に，本店又は主たる事務所（法人），住所（個人）があること
※確定申告書記載の納税地が広島県内であること
（個人にあっては確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所）
② 中小企業基本法で定義する中小企業であること（個人事業主を含む）
③ 2021年対象月（５月分・６月分）の月間売上が2019年又は2020年（申請者が選択する年）同月比３０％以上減少していること。ただし，５０％以上減少の場合は，国の月次支援金の給付を受けていること
④ 広島県の「広島県感染症拡大防止協力支援金」，「広島県大規模施設等協力金」の対象事業者でないこと
⑤ 代表者，役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団，暴力団員等及び暴力団関係者でないこと
⑥ 県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること
⑦ 今後も事業を継続する意思があること

＜対象事業者の一例＞

飲食関連取引事業者（飲食店に提供される財・サービスの供給事業者）

- 生産者（農業者，漁業者等）
- 流通関連事業者（食品卸業者，飲料卸業者等）
- 食品加工・製造事業者（食品製造業者，惣菜製造業者，酒造業者，飲料製造業者）
- 器具・備品事業者（店舗の備品・消耗品（割り箸）等）
- 小売業者（酒類小売，花・植木小売業者等）
- サービス事業者（リネンサプライ（制服クリーニング）業者，警備業等）

観光関連事業者等

- 宿泊事業者（ホテル，旅館等）
- 旅客運送業（タクシー，バス等）
- 小売事業者（土産物店等）
- 飲食事業者（昼間営業等の飲食店等）
- その他の生活関連サービス事業者（理美容業者，娯楽サービス事業者，冠婚葬祭業等）

＜不交付要件＞
1　国，法人税法別表第1に規定する公共法人
2　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
3　政治団体
4　宗教上の組織又は団体

＜特例＞
1　2019年・2020年新規開業特例
・2019年又は2020年に開業した中小法人・個人事業主
給付額＝開業年の年間事業収入÷開業年の設立後月数※[1] － 2021年対象月の月間事業収入
※[1] 開業日の属する月も，操業日数にかかわらず，１ヶ月とみなす。
2　2021年新規開業特例
・2021年1～3月の間に開業した中小法人・個人事業主
給付額＝2021年1～3月の事業収入の合計÷2021年の開業した月から2021年3月までの月数※[2] － 2021年対象月の月間事業収入
※[2] 開業日の属する月も，操業日数にかかわらず，１ヶ月とみなす。
3　合併特例
・2021年の1月以降に，事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った中小法人
給付額＝合併前の各法人の2019年又は2020年の基準月の月間事業収入の合計 － 合併後の法人の2021年対象月の月間事業収入
4　連結納税特例
・連結納税を行っている中小法人
⇒それぞれの法人が給付要件を満たす場合，法人ごとに給付申請を行うことができ，確定申告書の控えについては，連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替可能
5　事業承継特例
・2021年の1月以降に，事業収入を比較する２つの月の間に事業の承継を受けた個人事業主
給付額＝事業を行っていた者の2019年又は2020年の基準月の事業収入 － 事業の承継を受けた者の2021年対象月の月間事業収入
6　罹災特例
・2018年又は2019年の罹災を証明する罹災証明書等を有する中小法人・個人事業主
給付額＝罹災した年又はその前年の基準月の事業収入 － 2021年対象月の月間事業収入
7　法人成り特例
・2021年の1月以降に，事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者
給付額＝法人化前の2019年又は2020年の基準月の事業収入 － 法人化後の2021年対象月の月間事業収入

８　NPO法人・公益法人等特例

・特定非営利活動法人及び公益法人等
　⇒確定申告書の控えなどについて各種書類で代替可能

・寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人
　⇒追加の書類の提出により寄付金等を収入に含めて給付額を算定可能

※参考（新規開業特例まとめ）

開業年	基準月の売上	比較月の売上
2019年・2020年	開業年の年間売上÷開業年の売上月数	2021年対象月（5月・6月）の月間売上
2021年	2021年1月～3月の月間売上合計÷2021年3月までの売上月数	2021年対象月（5月・6月）の月間売上

（新規開業例１）2020年７月開業

2020年									2021年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
－	－	－	20	40	30	80	100	30	20	10	20
2021年									2022年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
30	30	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

開業年	基準月の売上	比較月の売上
2019年・2020年	300÷6＝50	30
	売上減少率	40%

（新規開業例２）2021年１月開業

2020年			2021年			
5月	・・・	12月	1月	2月	3月	4月
－	－	－	10	30	50	60
2021年			2022年			
5月	・・・	12月	1月	2月	3月	4月
18	－	－	－	－	－	－

開業年	基準月の売上	比較月の売上
2021年	90÷3＝30	18
	売上減少率	40%

（３）給付額

中小法人は上限20万円/月，個人事業主は上限10万円/月

【算出方法】

給付額＝2019年又は2020年の対象月の売上 － 2021年の対象月の売上

（４）その他

頑張る中小事業者月次支援金の申請の前提となる，対象措置の影響の考え方やそれに伴う保存資料等については，国の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」に準じます。

２　申請手続き等

（１）申請書類

売上減少率に応じて，申請書類が異なりますので，必要な申請書類は次のページをご参照ください。

資料の項目	具体的な内容
ア）申請書	詳細は１０ページをご確認ください。
イ）誓約書	詳細は１１ページをご確認ください。
ウ）提出書類チェックシート	
エ）2021年対象月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる売上台帳等の写し	詳細は１２ページをご確認ください。
オ）取引状況申告書	詳細は１３ページをご確認ください。
カ）2019年又は2020年の確定申告書類の写し	詳細は１４～１７ページをご確認ください。 ①中小法人の場合 ・確定申告書別表一の写し（１ページ目） ・法人事業概況説明書の写し （１ページ目及び２ページ目） ②個人事業主の場合 ・確定申告書第一表の写し（１ページ目） ・所得税青色申告決算書の写し **※青色申告者のみ** （１ページ目及び２ページ目）
キ）個人事業の開業・廃業等届出書の写し ※個人事業主のみ	
ク）本人確認書類の写し ※個人事業主のみ	①住所，②氏名，③生年月日が確認できる公的証明書類の写し （公的証明書類の例） 運転免許証，パスポート，保険証の写しなど。マイナンバーカードの使用は不可。
ケ）履歴事項全部証明書の写し ※中小法人のみ	詳細は１８ページをご確認ください。 申請時から3か月以内に発行されたものに限ります。
コ）振込先口座の通帳の写し	詳細は１９ページをご確認ください。 通帳の表紙と表紙をめくった次のページ（金融機関コード，店番，口座番号，カタカナ表記の口座名義名が刻印されているページ）の写しを添付してください。 【ネットバンキングで通帳がない場合】 振込先口座を確認できる各銀行のホームページ画面 ・振込先の口座名義は，申請者本人の名義に限ります。 （法人の場合は当該法人名義） ・日本国内の口座に限ります。
サ）国の月次支援金の給付通知書の写し	売上減少率50%以上の申請者は提出が必要です。

（２）申請書類整理表

頑張る中小事業者月次支援金		売上減少率30%以上50%未満		売上減少率50%以上		両者共通
		1回目申請	2回目以降申請	1回目申請	2回目以降申請	保存資料 （申請者の手元に保管）
1	申請書	●	●	●	●	
2	誓約書	●	●	●	●	
3	チェックシート	●	●	●	●	
4	基準年（2021年）の対象月間売上台帳の写し	●	●			●
5	取引状況申告書	●	●			
6	確定申告書類 ①中小法人 ・確定申告書別表一の写し ・法人事業概況説明書の写し ②個人事業者 ・確定申告書第一表の写し ・所得税青色申告決算書の写し（青色申告者のみ）	●				
7	個人事業の開業・廃業等届出書の写し	● （個人事業主）		● （個人事業主）		
8	本人確認書類の写し	● （個人事業主）		● （個人事業主）		
9	履歴事項全部証明書の写し	● （中小法人）		● （中小法人）		
10	通帳（振込先）の写し	●		●		
11	国の月次支援金の給付通知書の写し			●	●	
12	比較年（2019年又は2020年）の対象月間売上台帳の写し					●
13	取引証拠書類（請求書，領収書等）					●
14	通帳（取引を記録）					●
15	商品・サービスの一覧表					● （外出機会自粛影響事業者）
16	店舗写真					● （外出機会自粛影響事業者）
17	賃貸借契約書又は登記簿					● （外出機会自粛影響事業者）

＜注意事項＞

・上記表において提出書類を簡略化できる場合であっても，「既存の提出書類に修正・追加の必要がある場合」には改めての修正書類・追加書類の提出が必要になります。

・令和３年６月分の申請書等は後日ご案内します。

（３）申請受付期間

5月分：2021年6月21日（月）～2021年８月20日（金）

6月分：2021年7月1日（木）～2021年8月31日（火）

※郵送の場合は当日消印有効となります。

（４）申請方法及び注意事項

申請方法は，①郵送申請 もしくは ②オンライン申請 となります。

オンライン申請のＵＲＬ　https://hiroshima-getsuji-shien.jp

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，窓口での申請は受け付けておりません。

※切手を貼付けのうえ，裏面には差出人の住所，氏名を必ずご記載ください。

※日曜日や祝日も配達されて，配達状況の追跡が可能な簡易書留による提出をお願いします。

※やむを得ず普通郵便で提出される方は，料金不足にご注意ください。不足があった場合は返送されますので，投函前に十分ご確認ください。

（参考）定形外郵便物（長辺34cm以内，短辺25cm以内，厚さ3cm以内および重量1kg以内）

重量	料金
50g 以内	120 円
100g 以内	140 円
150g 以内	210 円
250g 以内	250 円
500g 以内	390 円
1kg 以内	580 円

【宛先】
〒730-0031
広島県広島市中区紙屋町２－２－２　紙屋町ビル６階
頑張る中小事業者月次支援金センター　宛

≪その他の注意事項≫

- 申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合，審査担当者から連絡させていただきます。申請書には必ず，日中（9時30分～17時）に対応可能な連絡先の記入をお願いします。なお，軽易な不備については，申請者の了解を得て修正することがあります。
- 申請書類が全て確認できなければ，給付のための審査ができません。提出前に書類が揃っているかご確認をお願いします。

  なお，審査後は，申請書類を一切返却いたしませんので，ご注意ください。

≪オンライン申請の注意事項≫

- アップロードできるファイル形式は，PDF形式のみとなります。

※ 上記ファイル形式以外の場合，エラーとなります。

- ファイルの容量は，１ファイルにつき５ＭＢまでとなります。
- 細かな文字が読み取れるよう，記載内容がはっきりと映っているファイルの添付をお願いします。

（５）問合せ先

頑張る中小事業者月次支援金センター

電話番号：082-248-6853

開設時間：平日 ９：３０～１７：００（土・日・祝を除く）

※開設から当面は，土曜日を含め，２０：００まで対応します。

３　月次支援金の給付

（１）月次支援金の給付の決定及び通知

・申請書類を受理した後，その内容を審査のうえ，適正と認められるときは月次支援金を給付し，給付決定通知書を送付します（２回目以降の申請において，提出資料の簡素化に活用できますので，大切に保管ください）

・月次支援金の給付対象とならないと判断した場合は，不給付決定通知書を送付します。

（２）月次支援金の給付

・申請いただいた口座に振り込みますので，申請書の控えをお手元に保管していただくようお願いします。

４　給付決定の取消し及び月次支援金の返還

月次支援金給付後，給付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合等は，月次支援金の給付決定を取消し，センターの指定する期日までに全額返金いただきます。その際，悪質と判断したときは，返還の対象となる月次支援金と同額の違約金の納付を併せて求める場合があります。

５　調査等への協力

月次支援金の適正な支出のため，必要に応じて申請者に対し，調査，報告，是正その他必要な措置を求めることがあります。その場合，申請者はこれに応じる必要があります。

６　その他

・提出された申請等に不備があった場合，センターから申請者に連絡します。指定する期限までに申請等が再度行われなかった場合は，申請者が月次支援金の給付を受けることを辞退したものとみなします。

・個人情報の取り扱いに関して，（一社）広島県生活衛生同業組合連合会が事務を委託する事業者と共有します。（本支援金の審査・給付に関する事務に限る。）

・申請で提出いただいた営業に関して必要な許認可等について，所管官庁等への申請情報等と照合します。（本支援金の審査・給付に関する事務に限る。）

・申請書類に記載された情報を国，広島県，市町，警察本部，税務機関に提供することがあります。

・ご提出いただいた申請書類に記載された情報は，月次支援金の審査・給付に関する事務に限り使用し，同意事項及び誓約事項を除き，他の目的には使用しません。

申請書類について

1　申請書（記入例）

（表面）

頑張る中小事業者月次支援金申請書　2021年5月分

（一社）広島県生活衛生同業組合連合会代表理事　様
（頑張る中小事業者月次支援金センター）

申請期間　6/21(月)～8/20(金)

頑張る中小事業者月次支援金を次のとおり申請します。
なお，記載(チェック)した事項については事実と相違ありません。

申請日	2021 年	6	月	21	日

1　申請者の情報

申請事業者	☑ 法人　□ 個人事業主（青色）　□ 個人事業主（白色）	法人番号（13ケタ）	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

主たる業種 ※下記より 記号①～㉑を選択	①	事業内容	酒類の飲食店への卸売り

＜主たる業種＞ 一番近いと思われる業種をご選択ください。
①酒類小売店（卸売業含む）　②飲料・食料品等小売店（卸売業含む）　③その他小売店（卸売業含む）　④美容院・理容院　⑤マッサージ・ネイルサロン
⑥教育・学習支援関連（学習塾・習い事等）　⑦医療関連（病院・薬局・ドラッグストア等）　⑧福祉関連（福祉施設・福祉用品小売卸売等）
⑨文化・娯楽関連（スポーツ施設・劇場・映画館・博物館等）　⑩観光関連（ホテル、旅館、旅行会社等）　⑪運輸関連（タクシー・レンタカー・バス・鉄道・運転代行等）
⑫広告・印刷・出版関連　⑬人材派遣　⑭行政書士・コンサルティング関連　⑮IT・インターネット関連　⑯クリーニング・メンテナンス関連　⑰農業・林業・漁業
⑱警備関連　⑲製造（飲食品製造等）　⑳飲食業　㉑その他

申請事業者の情報					
所在地（納税地）	〒 7 3 0 － 8 5 1 1　広島県	広島 市町	中 区	基町10-52	
フリガナ	カブシキガイシャ　ヒロシマケン				
会社名	株式会社　広島県				
フリガナ	ヒロシマ　タロウ	会社TEL	（ 082 ） 228 － 2111		
代表者名（個人事業主名）	広島　太郎				
メールアドレス	hiroshima@●●●.com	FAX番号	（ 082 ） 228 － 2111		
中小企業者であることの確認	資本金（または出資金）	10,000,000 円	雇用する従業員数	28 人	
	設立年月日	西暦 2000 年 4 月	決算月	3 月	

※連絡先欄は，申請事業者の情報と異なる場合のみご記入ください（電話番号は平日9時30分から17時に繋がる番号をご記入ください）

連絡先	フリガナ		TEL	（　　） －
	担当者名			

１ページ

※支給決定通知書送付先 送付先が申請事業者の情報と異なる場合のみ下記にご記入ください。

郵送先住所	〒　－　　県
宛　名	

2　要件確認（※下記4項目を確認の上，チェック欄に○をしてください。）

	チェック欄
・広島県の「広島県感染症拡大防止協力支援金」の給付対象者ではありません（※別紙チラシ参照）	はい　いいえ
・広島県の「広島県大規模施設等協力金」の給付対象者ではありません（※別紙チラシ参照）	はい　いいえ
・2021年5月の売上が2020年又は2019年5月の売上に比べて30%以上減少していますか？	はい　いいえ
・「頑張る中小事業者月次支援金事業補助金交付要領（裏面）」を確認し、内容に承諾します	はい　いいえ

下記の表に売上と割合を売上台帳等から転記して下さい（円単位で記入して下さい）
※白色申告の方は，申請要領10ページ，新規開業の方は申請要領4・5ページをご参照ください。

2021年 5月	□ 2020年5月	☑ 2019年5月	差引額　B－A
売上（円）A　225,000 円	売上（円）B	602,000 円	377,000 円

売上減少率（%） ＝A／B×100－100　※小数点以下切り捨て	□ 売上減少率 30%以上50%未満	申請額（法人20万円，個人事業主10万円上限）
▲　62 %	☑ 売上減少率 50%以上	200,000 円

※特例番号記入欄	
申請要領4・5ページの特例に該当する場合はその番号（1～8）を記入してください。申請額の算出根拠が分かる資料も合わせて提出ください。	

3　振込先口座

金融機関名	●● 銀行	本・支店名	本店	支店 営業所
預金種目	☑ 普通　□ 当座	金融機関コード	0 0 0 0	支店コード 0 0 1
口座番号	0 1 2 3 4 5 6	右詰めで記入してください。		
口座カナ名	カ)ヒロシマケン			
口座名義	株式会社　広島県			

※通帳の表紙と表紙をめくった次のページ（口座カナ名義が記載されているページ）両方の写しをご提出ください。
※金融機関コードや支店コードが不明な場合は，金融機関へお問い合わせください。

※提出書類は売上減少率に応じたチェックシートをご確認ください

注意
提出する申請書の控えを１部お手元に保管していただくようお願いします。

※白色申告者の 売上（円）B 算出方法について
　2019年又は2020年の対象月の売上については，確定申告書第一表における「収入金額等」の「事業欄」に記載の額を12で除した額（月平均額）を記入してください。
＜例＞2019年の年間事業収入が420万円の場合
　　420万円÷12ヵ月＝35万円

２　誓約書（記入例）

必ず自署していただくようお願いします。

誓 約 書

私は，「頑張る中小事業者月次支援金（以下「支援金」）」交付を申請するに当たり，次の内容について，誓約します。

この誓約に反したことにより，当方が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，貴職において必要と判断した場合に，当方の個人情報を国，広島県，市町，警察，税務機関に提供することについて同意します。

記

１　反社会的行為に関して

（１）暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等（同条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）でありません。

（２）事業者の役員等（個人である場合はその者，法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員，取締役，執行役またはこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，当該団体に対し業務を執行する社員，取締役，執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって，暴力団または暴力団員等を利用するなどしていません。

（３）事業者の役員等が，暴力団または暴力団員等に対して，資金等を供給し，または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していません。

（４）事業者の役員等が，暴力団または暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。

（５）事業者の役員等が，暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

２　その他この申請に関して

（１）本協力金を重複して申請していません。

（２）申請内容は事実に相違なく，申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は，支援金の返還等に応じます。また，（一社）広島県生活衛生同業組合連合会から返還の対象となる支援金と同額の違約金の納付を，特に命じられた場合は，これに応じます。

（３）虚偽の申請による事業者名の公表について，異議申し立て致しません。

（４）広島県の「広島県感染症拡大防止協力支援金」，「広島県大規模施設等協力金」の対象事業者ではありません。虚偽が判明した場合は，支援金の返還等に応じます。また，（一社）広島県生活衛生同業組合連合会から返還の対象となる支援金と同額の違約金の納付を，特に命じられた場合は，これに応じます。

（５）（一社）広島県生活衛生同業組合連合会から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は，これに応じます。また，審査をする上で必要と認められる場合は，事前通告無しに現地立ち入り検査を行うことがあります。そのため，保存資料等を求めに応じて速やかに提出できるよう，電子的方法等により 10 年間保存します。

（６）国，広島県，市町，警察，税務機関から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には，提供することに同意します。また，関係機関へ申請内容について照合することに同意します。

（７）今後も事業を継続する意思があります。

（一社）広島県生活衛生同業組合連合会代表理事　様

令和 3 年 6 月 21 日

❶（申請者）

❷ 申請書住所　広島県広島市中区基町10-52

❸ 法人名（屋号）　株式会社広島県

代表者氏名　広島　太郎

※法人の代表者または個人事業主が全て自署してください。

注意
ゴム印等は使用せず，必ず自署してください。

①申請書住所
申請書の「申請事業者の情報」に記載の住所を記入してください。

②法人名（屋号）
法人の場合は，法人名，個人事業主の場合は，屋号を記入してください。

③代表者氏名
個人事業主の場合は，個人事業主名を記入してください。

３　2021年対象月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる売上台帳等の写し

対象月の収入額（合計額）が確認できる売上台帳等を提出して下さい（売上台帳，帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし，当該書類を提出できない合理的な事由があるものとセンターが認める場合には，対象月の月間事業収入を確認できる他の書類によることも認めます）。

基本的な事項（対象月，日付，商品名，販売先，取引金額，合計金額等）が記載されている書類であれば，フォーマットの指定はありませんので，経理ソフト等から抽出したデータ，エクセルデータ，手書きの売上帳などでも構いません。

書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし，提出するデータが対象月の事業収入であること及び対象月の事業収入の合計額を明記されている資料を提出してください。

【提出データフォーマット例】

・経理ソフトから抽出した売上データ

・エクセルで作成した売上データ

・手書きの売上帳のコピー等

４　取引状況申告書（記入例）

頑張る中小事業者月次支援金 取引状況申告書

取引状況について，次のとおり申告します。

※どちらかに☑を入れ，内容を記入して下さい。

☑ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う，飲食店の休業・時短営業等の影響により売上が減少した

・具体的な取引内容を記載して下さい。

（酒類を提供する飲食店に対して，酒類の卸売り。）

・主な取引先について記載して下さい。

（※間接取引の場合は，下記①に間接取引先の内容を記載したうえで，②以降に最終の飲食店等の内容を記載して下さい。その際②以降の月間取引金額は空白でもかまいません。）

① 取引先名 広島県酒場　取引先住所 広島市中区基町 10-52
月間取引金額 平均 350,000 円

取引先名 酒房安芸　取引先住所 広島市中区上幟町 2-22
月間取引金額 平均 220,000 円

取引先名 ラウンジ瀬戸内　取引先住所 広島県南区比治山本町 16-12
月間取引金額 平均 425,000 円

☑ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う，外出自粛等の影響により売上が減少した

具体的な影響内容を記載して下さい。

例）旅館を経営しているが，外出・移動の自粛により県内外からの観光客の減少により，売上げが大幅に減少した。

該当するほうに☑を入れ，右記を参考にご記入ください

（一社）広島県生活衛生同業組合連合会代表理事　様

令和 3 年 6 月 21 日

注意
ゴム印等は使用せず，必ず自署してください。

（申請者）
❶ 申請書住所　広島市中区基町10-52
❷ 法人名（屋号）　株式会社広島県
❸ 代表者氏名　広島　太郎

※法人の代表者または個人事業主が全て自署してください。

①申請書住所
申請書の「申請事業者の情報」に記載の住所を記入してください。

②法人名（屋号）
法人の場合は，法人名，個人事業主の場合は，屋号を記入してください。

③代表者氏名
個人事業主の場合は，個人事業主名を記入してください。

５　確定申告書類の写し（①―１ 中小法人）

2019年対象月又は2020年対象月を期間内に含む確定申告書類の提出が必要です。

・確定申告書別表一の写し（1ページ目）

・法人事業概況説明書の写し（1ページ目及び2ページ目）

※ 収受日付印が押されている必要があります

※ e-Taxを通じて申告を行っている場合，次ページを参照してください

【確定申告書別表一の写し】

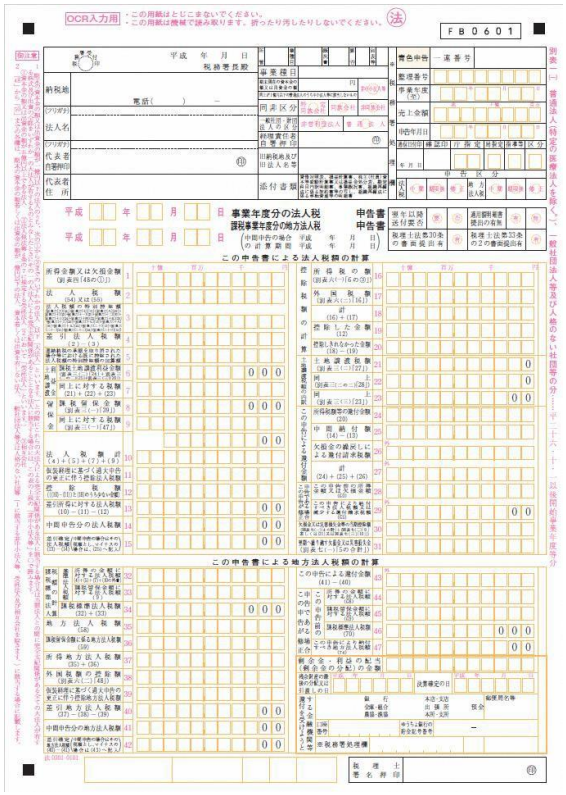

【法人事業概況説明書の写し】

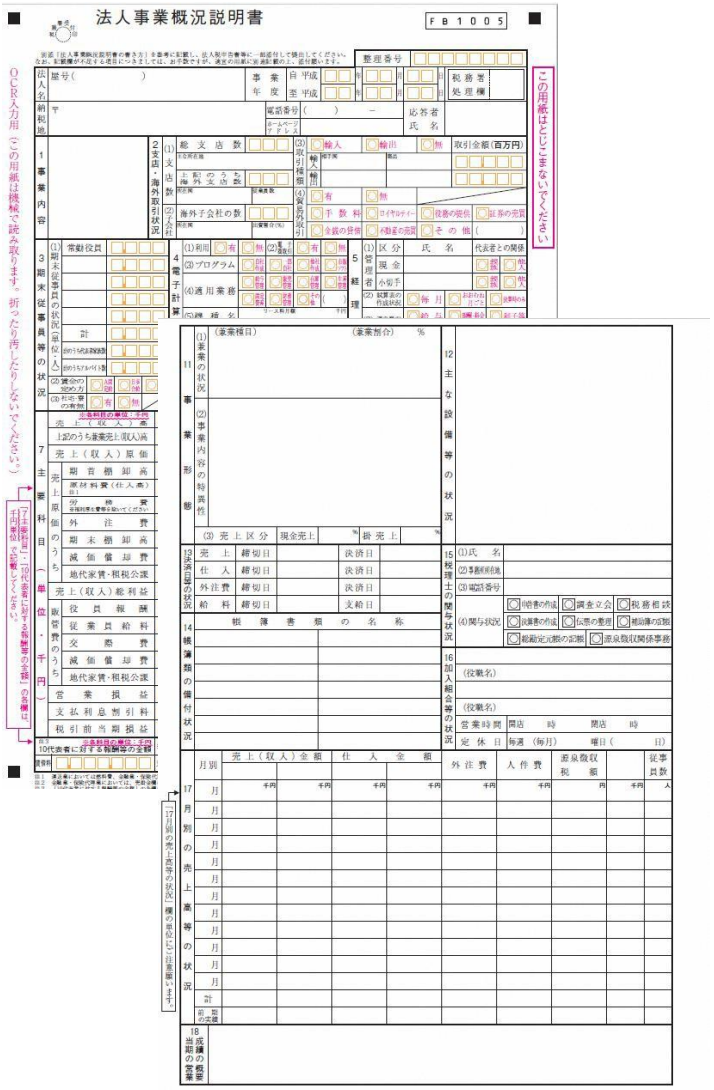

※　お持ちの確定申告書に収受日付印が押されていない場合，提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その２所得金額用）」を提出することで代替することができます。この場合，収受日付印のない確定申告書類の控えと納税証明書をご提出いただくことになります。なお，納税証明書の取得のために税務署へ来署される方が増えており，発行までにお時間を頂く場合があります。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも，オンライン請求をぜひご利用ください（請求日当日の受取を指定された場合には，発行までにお時間を頂く場合がありますので，翌日以降の日の受取をご指定ください）。詳しくは国税庁のＨＰの「［手続名］ 納税証明書の交付請求手続」をご覧ください。

※　「収受日付印」および「納税証明書（その２所得金額用）」のいずれも存在しない場合には，提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を提出することで代用することができます。「課税証明書」又は「非課税証明書」は，市町に発行を請求することで入手でき，請求先となる市町は，「証明が必要な課税年度の１月１日時点で住民登録のある市町」となります。詳しい請求方法については，市町のHP等からお調べください。

5　確定申告書類の写し（①―2 中小法人：e-Taxの場合）

2019年対象月又は2020年対象月を期間内に含む確定申告書類の提出が必要です。

・確定申告書別表一の写し（1ページ目）

・法人事業概況説明書の写し（1ページ目及び2ページ目）

※ 確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります

※ 「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されていない場合，受信通知の添付が必要となります

【確定申告書別表一の写し】

【法人事業概況説明書の写し】

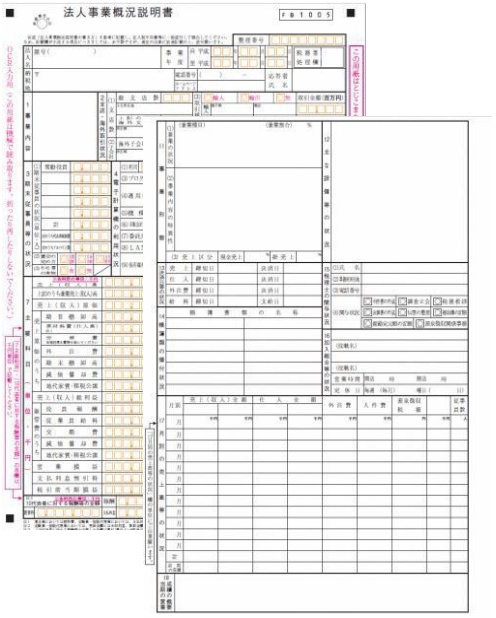

【受信通知】

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありま
で、ご了承ください。

提出先		●●税務署
利用者識別番号		1234567891234567
氏名又は名称		持続化　太郎
受付番号		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
受付日時		20XX/XX/XX XX:XX:XX
年分		令和●年分
種目		所得税及び復興特別税
所得金額		XXXXXX円
第3期分の税額	納める税金	XXXXXX円
	還付される税金	XXXXXX円
「所得金額」欄について		

※申告者の氏名又は名称，提出先税務署，受付日時，受付番号及び申告した税目等が表示された，申告等データが税務署に到達したことが確認できるメール詳細がわかるものを添付してください

５　確定申告書類の写し（②―１ 個人事業主）

2019年又は2020年の確定申告書類の提出が必要です。

・確定申告書第一表の写し（1ページ目）

・個人事業の開業・廃業等届出書の写し

・所得税青色申告決算書の写し　<u>※青色申告者のみ</u>（1ページ目及び2ページ目）

※ 少なくとも確定申告書第一表には収受日付印が押されている必要があります

※ e-Taxを通じて申告を行っている場合，次ページを参照してください

【確定申告書第一表の写し】

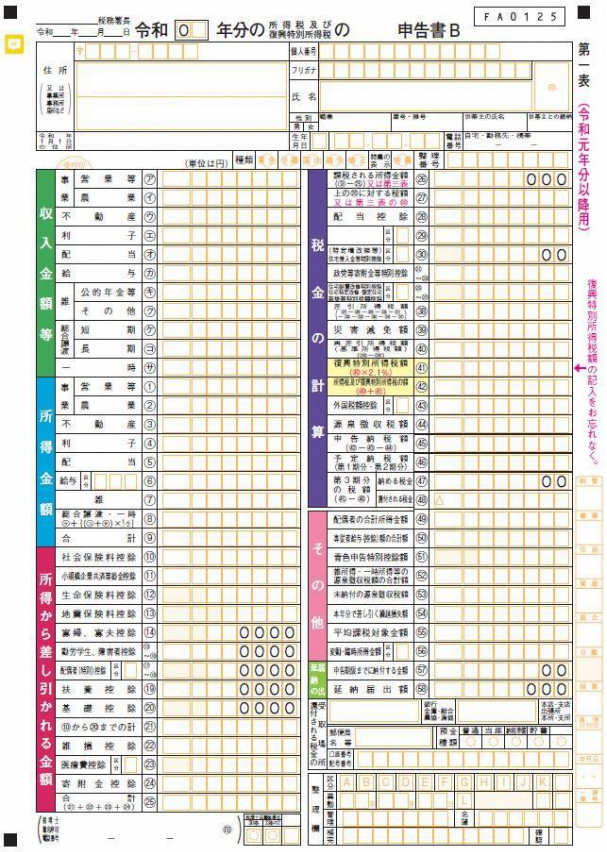

【所得税青色申告決算書の写し】

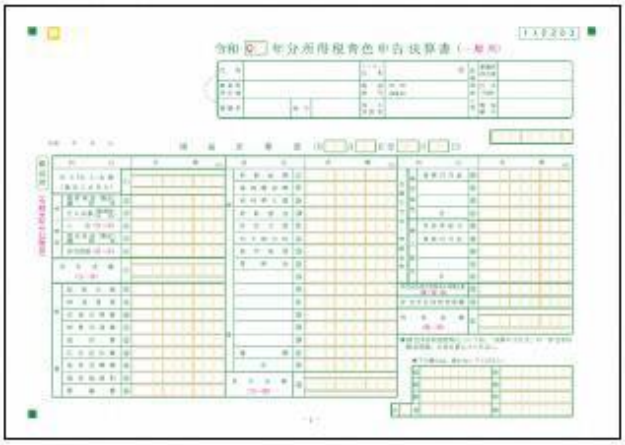

１ページ目

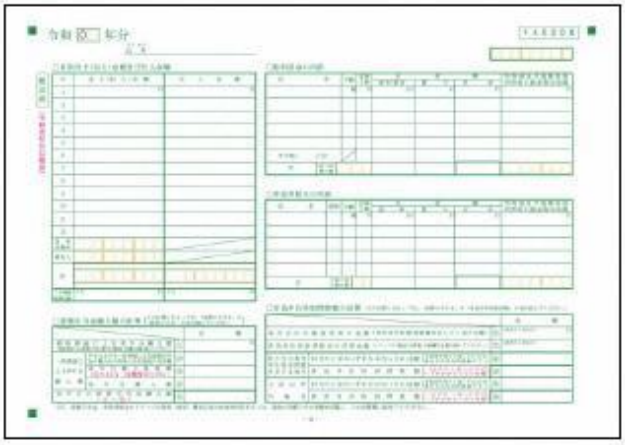

２ページ目

※　お持ちの確定申告書に収受日付印が押されていない場合，提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その２所得金額用）」を提出することで代替することができます。この場合，収受日付印のない確定申告書類の控えと納税証明書をご提出いただくことになります。なお，納税証明書の取得のために税務署へ来署される方が増えており，発行までにお時間を頂く場合があります。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも，オンライン請求をぜひご利用ください（請求日当日の受取を指定された場合には，発行までにお時間を頂く場合がありますので，翌日以降の日の受取をご指定ください）。詳しくは国税庁のＨＰの「［手続名］ 納税証明書の交付請求手続」をご覧ください。

※　「収受日付印」および「納税証明書（その２所得金額用）」のいずれも存在しない場合には，提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を提出することで代用することができます。「課税証明書」又は「非課税証明書」は，市町に発行を請求することで入手でき，請求先となる市町は，「証明が必要な課税年度の１月１日時点で住民登録のある市町」となります。詳しい請求方法については，市町のHP等からお調べください。

5　確定申告書類の写し（②―2 個人事業主：e-Taxの場合）

2019年又は2020年の確定申告書類の提出が必要です。

・確定申告書第一表の控え（1ページ目）

・個人事業の開業・廃業等届出書

・所得税青色申告決算書の写し　<u>※青色申告者のみ</u>（1ページ目及び2ページ目）

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります

※「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されていない場合，「受信通知」の添付が必要となります

※e-Taxによる申告をされていない場合，前ページを参照ください

【確定申告書第一表の控え】

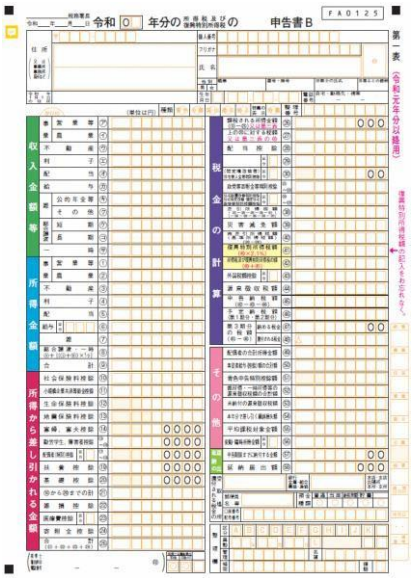

【所得税青色申告決算書】

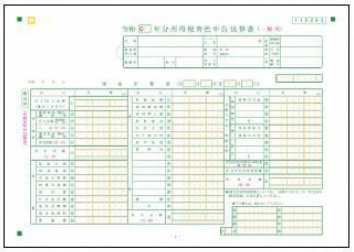

１ページ目

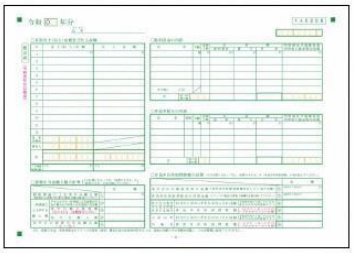

２ページ目

【受信通知】

※申告者の氏名又は名称，提出先税務署，受付日時，受付番号及び申告した税目等が表示された，申告等データが税務署に到達したことが確認できるメール詳細がわかるものを添付してください

６　履歴事項全部証明書の写し（中小法人のみ）

申請者の履歴事項全部証明書の写しを提出してください。

- 申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
- 履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより，オンラインでの請求が可能です。

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●●株式会社
会社法人等番号◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更
		令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.○○○ 2.◇◇◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには，取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●	
	□□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立 令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

（●●法務局●●支局管轄）令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官　●●●●印

整理番号□□□□□□□ ＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

7　振込先口座の通帳の写し

申請者名義口座の通帳の写しの提出が必要になります。
提出用の画像ファイルをご準備いただく際には，金融機関コード・支店 コード・口座種別・口座番号・口座名義人などを確認できるよう，スキャンまたは撮影を行ってください。
※ 電子通帳を利用しており，紙媒体の通帳を所持されていない場合は，電子通帳等の画面画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も，電子通帳等の画面画像を提出してください。

・通帳のオモテ面

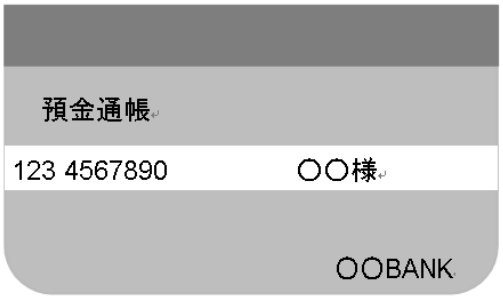

＋

・通帳を開いた1・2ページ目

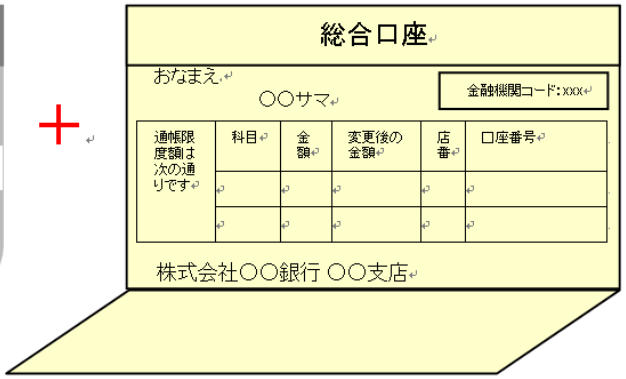

※ゆうちょ銀行通帳写しイメージ

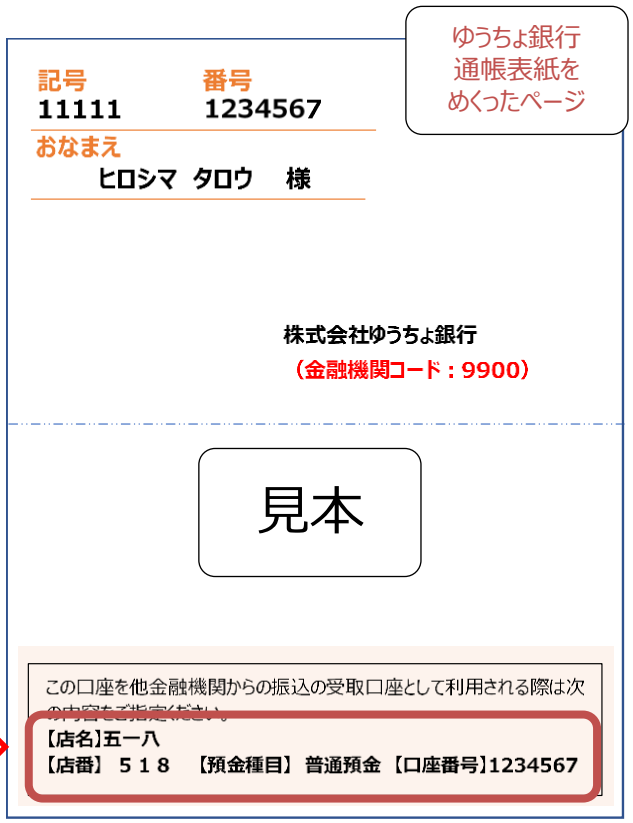

ゆうちょ銀行の場合
他金融機関からの振込用の口座情報を入れてください。 金融機関コードは 9900 です
（表紙を開いた見開き下部に記載があります）

！！【オンライン申請の方へ】ご注意ください！！
振込作業をスムーズに進めるため，鮮明に文字等が写っているファイルを提出してください。

頑張る中小事業者月次支援金

Ｑ＆Ａ

令和３年６月１１日時点

（給付対象者について）

Ｑ１　中小事業者とはどのような概念ですか。

Ａ 中小企業基本法で定義する中小企業者で，具体的には以下の要件を満たす事業者になります。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

（出典：中小企業庁HPより）

Ｑ２　個人事業者とはどのような概念ですか。

Ａ　ここでいう個人事業者とは，原則，事業所得（卸売・小売・サービス業など）のある個人（具体的には税務署に開業届を提出している個人）を意味します。

Ｑ３　NPO法人や公益法人等は給付対象となりますか。

Ａ 今回の支援金に関しては，給付対象として含まれます。NPO法人に加え，社会福祉法人や医療法人，一般社団法人，公益社団・財団法人，学校法人，農業協同組合中央会等，法人税法別表第二に該当する法人も給付対象として含まれます。

Ｑ４　大企業やみなし大企業は，この支援金を受け取れますか。

Ａ　今回の支援金は，中小企業基本法で定義する中小企業（個人事業主含む）が受け取ることができるため，大企業，みなし大企業は対象外としています。

Ｑ５　県内に本店又は主たる事務所がある法人とありますが，具体的にはどういうことでしょうか。ちなみに，営業所が広島県にあり，本社が東京都にある場合，この支援金を受け取れますか。

Ａ　具体的には，確定申告書記載の納税地（個人にあっては確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所）が広島県内であることを意味します。上記の場合，納税地が東京都ということであれば，申し訳ございませんが対象外となります。

Ｑ６　今回申請ができる飲食店とは，具体的にどのような店舗ですか。

Ａ　広島県感染症拡大防止協力支援金，広島県大規模施設等協力金の給付対象となっていない飲食店については，給付対象となります。

　例えば，酒類を提供しておらず，かつ昼間営業のみ（20時まで）の飲食店・喫茶店（純喫茶，古民家カフェ等）は給付対象となります。

　※ただし，申請は店舗単位ではなく事業者単位となります。

Ｑ７　資料で例示されている業種以外の事業者であっても給付対象となりますか。
Ａ　資料で例示されている業種以外であっても，緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて，2021年対象月の売上が2019年又は2020年の同月と比べて３０％以上減少していれば，給付対象になり得ます。

（給付要件について）
Ｑ８　一つの会社の中に，酒類卸売部門と食料品卸売部門があり，それぞれ事務所があり，県内飲食店と取引しています。事務所ごとに申請できますか。
Ａ　申請は事業者単位となっています。複数の事務所があったとしても，申請は一度だけです。

Ｑ９　飲食業と卸売業を経営しています。広島県感染拡大防止協力支援金の受給資格がありましたが，申請を忘れていました。この支援金を受け取ることはできますか？
Ａ　申請漏れの場合であっても，この支援金を受け取ることはできません。

Ｑ１０　飲食店に内装工事，設備工事に関するサービス等を提供しており，飲食店の時短営業の影響を受けている場合は，給付対象になりますか。
Ａ　宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店に対して，サービスを提供しており，同飲食店の時短営業により，売上が減少した場合は，給付対象になります。

Ｑ１１　サラリーマンをしながら，兼業農家をしています。今回の頑張る中小事業者月次支援金の給付対象となりますか。
Ａ　会社等に雇用されている被雇用者の方（サラリーマンの方，パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。）や被扶養者の方は給付対象外になります。

Ｑ１２　業務委託契約でスポット的に仕事を受注し，雑所得で確定申告しています。今回の給付金の対象となりますか。
Ａ　今回の県の頑張る中小事業者月次支援金では，個人事業者は，原則，事業所得（卸売・小売・サービス業など）のある個人（具体的には税務署に開業届を提出している個人）の方を給付対象とさせて頂いておりますので，それ以外の個人の方は給付対象外となります。

Ｑ１３　一事業部単位では，給付要件を満たすものの，事業者全体では給付要件を満たさない場合でも給付対象となりますか。
Ａ　事業者全体で給付要件を満たさなければ，給付対象とはなりません。

Ｑ１４　開業間もない（前年，前々年の売上が比較できない），新規創業も対象となりますか。
Ａ　2021年３月までに開業されている方であれば，新規開業の方でも，給付対象とさせて頂いております。詳細につきましては，申請要領の「新規開業特例」（Ｐ４，５）をご覧ください。

Ｑ１５　廃業予定です。この支援金を受け取れますか。
Ａ　この支援金は，事業継続が前提となっていますので，廃業又は破産等を予定していた場合については，給付要件を満たさないため，給付対象外となります。

（給付）
Ｑ１６　月次支援金が振込まれたら連絡がきますか。
Ａ　申請内容について審査を行い，給付要件を満たすことが確認出来た場合は，「給付通知書」を発送させていただきます。給付通知書は申請時に送付先として登録いただいた住所へ郵送されます。給付要件を満たさないと判断した場合等には，不給付とする旨の通知を発送させていただきます。
※通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。
※申請に不備・不明点がありましたら電話等で確認させていただきます。

Ｑ１７　申請後，どれくらいで給付されますか。
Ａ　書類審査等を経て，なるべく速やかに支給を開始する予定ですが，申請件数が多数に及ぶ場合や申請内容に不備がある場合，申請者において不備の修正や追加書類を提出していただけない場合等は審査にお時間をいただくことがございます。

Ｑ１８　月次支援金を誤って受給した場合，どのようにすればよいのでしょうか。
Ａ　給付要件を満たしていないにも関わらず月次支援金を受給した場合には，速やかに返還を行っていただきます。返還については，センターの相談窓口までお問い合わせください。なお，不正受給の場合，特に悪質と認めるときは，返還の対象となる支援金と同額の違約金の納付を併せて求めることがあります。

（その他）
Ｑ１９　国の持続化給付金や月次支援金を受け取っています。この支援金も受け取れますか。
Ａ　受け取れます。
（ただし，広島県感染拡大防止協力支援金と，広島県大規模施設等協力金の給付対象者は，給付対象外です。）

Ｑ２０　この支援金は課税対象ですか。
Ａ　補助金等は税法上収入として扱われるため，課税対象となります。

Ｑ２１　申請書にある法人番号が分からないのですが，どうすればよいですか。
Ａ　国税庁の法人番号公表サイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）で，検索できます。

Ｑ２２　月次支援金の他に県において支援策はありますか。
Ａ　新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者の方々向けには，県の以下HPにて支援策をご案内しております。事業者様の個々のご事情に応じて，こうした支援策の活用もご検討いただければ幸いです。
新型コロナウイルス感染症関連　県の支援策
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/covid-support/covid-assist.html